

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月1日
【届出者の氏名又は名称】	マーレジャパン株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都豊島区北大塚一丁目9番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03)－5220－1800
【事務連絡者氏名】	弁護士 岡崎 誠一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	マーレジャパン株式会社 (東京都豊島区北大塚一丁目9番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、マーレジャパン株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、国産電機株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

国産電機株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）6,575,246株（所有割合（注）：39.09%）を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注） 所有割合とは、対象者が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数16,918,000株から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（97,300株）を控除した株式数（16,820,700株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、1,851,925株（所有割合：11.01%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。この場合には、本公開買付けは成立せず、本取引は実行されないこととなります。他方、公開買付者は、上記の通り、対象者株式（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、買付予定数の下限（1,851,925株（所有割合：11.01%））は、本公開買付けの成立後に公開買付者が少なくとも対象者の総株主の議決権の過半数を保有することとなるよう、対象者が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（16,918,000株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（97,300株）を控除した株式数（16,820,700株）の50.10%に相当する株式数（8,427,171株（小数点以下切り上げ））から、本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者株式数（6,575,246株）を控除した株式数（1,851,925株）としております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後に、対象者に対し、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請します。

なお、本公開買付けの成立後、公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合において、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のいずれかの議案（株式併合の手続を実施する場合にあっては、株式併合の議案）が対象者の臨時株主総会（又は種類株主総会）において否決されたときは、完全子会社化に要する手続は実行されないこととなります。この場合、公開買付者は、現時点においては、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。もっとも、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の株主の対象者株式の所有状況、対象者との業務提携の進捗等によっては、将来において対象者株式を追加で取得する可能性があることを否定するものではありません。

対象者が平成27年4月30日に公表した「マーレジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者が今まで以上のグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、対象者とマーレ・ゲーエムベーハー及びその子会社・関連会社（以下「マーレグループ」といいます。）との提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス・フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのこととです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、ドイツ法人であるマーレ・ゲーエムベーハーが発行済株式の全てを間接的に所有する日本法に基づき設立された株式会社です。マーレグループは、自動車及びエンジン業界を支える開発パートナーです。マーレグループは、エンジンシステムズ、フィルター、エレクトロニクス／メカトロニクス及びサーマルマネジメントの分野で独自のシステムを提供しています。マーレグループは、これらの分野における自動車アプリケーションのシステムサプライヤーです。

マーレグループは、世界の主要市場に活動拠点を設けております。平成26年度において、約66,000人の従業員がおよそ150ヵ所の生産拠点で勤務しており、グループの売上高は約100億ユーロに達する規模です。ドイツ、英国、米国、ブラジル、日本、中国及びインドの10ヶ所で稼働する主要研究開発センターにおいて、4,500人以上の開発エンジニア及び技術者が未来を見据えたコンセプト、製品、そしてシステムの研究開発に取り組んでいます。

対象者は、航空機用マグネット（エンジン点火用高圧磁石発電機）の国産化を使命に、昭和6年7月に創立しました。独創的な技術を通じて社会に貢献することをモットーに、お客様満足度の向上を図ることを最高の経営方針として、創立以来、電磁気応用技術や生産技術を活かし、各種電装品、精密小型モータ、発電機などの分野を積極的に開拓しております。現在では、汎用エンジン用、船外機用、二輪車用、スノーモービル用、ATV（バギー車）用、農業機械用の電装品及びモータ等の開発・製造のほか、四輪車搭載パワーステアリング用モータやABS用モータの開発・製造を行っております。また、対象者は、一貫生産体制をとっていることから、「ソフトとハード両面の自社開発」、「顧客ニーズに最適化された複合分野に亘るシステム製品・セット製品の提案及び提供」、「短納期での多品種少量生産に対応した生産設備の自社構築」など、製品開発から製造に至る技術力を大きな強みとしており、その技術力を通じてマーケットニーズを先取りし、きめ細やかな販売・サービスを提供することにより、顧客に喜ばれる製品づくりを目指しております。さらに、近年においては、顧客の生産拠点のグローバル化に合わせて海外拠点を整備・増設するため、インド及び中国に加え、後述のとおりタイへも海外進出を図り、海外戦略を推進する顧客との共創を深めております。

当社は、平成24年8月に市場外売買取引により対象者株式441,459株（1株当たりの売買価格は217円。当該時点における対象者の発行済株式総数（14,950,000株）に対する割合は2.95%）を、平成24年12月に東京証券取引所立会外取引により対象者株式600,000株（1株当たりの売買価格は207円。当該時点における対象者の発行済株式総数（14,950,000株）に対する割合は4.01%）を、平成25年1月に、対象者との関係強化を目的として、市場外売買取引により日立製作所グループから対象者株式3,565,787株（1株当たりの売買価格は449円。当該時点における対象者の発行済株式総数（14,950,000株）に対する割合は23.85%）を取得し、対象者の筆頭株主となりました。平成25年6月には、対象者へ取締役2名及び監査役1名を派遣しました。さらに、当社は、対象者とのさらなる関係強化を目的として、平成26年3月に、対象者による第三者割当増資を引受けることにより対象者株式1,968,000株を取得し（1株当たりの発行価額は254円。当該第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数（16,918,000株）に対する取得株式数の割合は11.63%）、対象者株式6,575,246株を保有するに至りました（当該時点における対象者の発行済株式総数（16,918,000株）に対する当該時点に当社が所有する対象者株式数の割合は38.87%）。

その後、対象者は、平成26年6月に、タイにおける需要の拡大に伴い、マーレグループと共に、タイ国サムットプラカーン県に新会社Kokusan MAHLE Siam Co., Ltd.（対象者の連結子会社であり、その出資比率は対象者が51%、MAHLE Siam Filter Systems Co., Ltd.が49%）を設立しました。当該新会社は、平成27年1月から農業機械用電装品の製造を開始しております。

以上のように、対象者とマーレグループは、業務提携関係及び資本提携関係を強化してまいりました。

しかしながら、電気自動車向けの部品等に象徴されるように、近時、自動車部品において、メカニクスとエレクトロニクスを融合させた「電動化」（メカトロニクス）が重要度を増すなど、対象者とマーレグループを取り巻く市場環境は急速に変化しております。この点、マーレグループとしては、自動車エンジン用周辺機器をはじめとするメカニクス分野に強みを有しているところ、対象者は、各種電装品及びモータ等のエレクトロニクス分野に強みを有することから、長期的に見て、対象者の製品ポートフォリオは、今後の成長が期待されているメカトロニクス製品市場におけるマーレグループの活動を一層強化することにつながると考えております。かかる市場環境の中で、当社は、市場環境の変化にいち早く対応し、市場のニーズをとらえた製品を迅速に開発・生産することにより

新規受注及び事業の拡大を実現してゆくためには、対象者とマーレグループとの間で、製品の開発、製造、販売の全過程において業務プロセスを統合し、意思決定を迅速化する必要があると考えに至りました。

そこで、当社は、平成27年1月15日に、対象者に対して、本取引の提案を行いました。これを受けて対象者は、同年2月に検討する旨の回答を行い、同年3月から具体的な協議を開始し、その後、複数回に亘って協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者とマーレグループ双方の企業価値を向上させるためには、完全親子関係のもと対象者とマーレグループとの一体経営を実現することが最善であるとの結論に至りました。

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び根拠は以下のとおりとのことです。

対象者としても、近年、アジア・新興国における需要拡大等により海外における需要は増加の一途を辿っており、対象者の既存取引先においても海外における需要が高まっている状況下において、市場環境の変化や顧客ニーズの変化に迅速に対応し、対象者としてグローバル化を達成していくためには、独自に海外展開を図るより、マーレグループが世界の主要市場において展開している海外拠点網や販路等の経営資源を最大限利用することにより、対象者製品の製造及び販売についてグローバル化を図る方がより大きなメリットを享受できると考えるに至ったとのことです。また、対象者が、公開企業として経営の独立性を維持しつつ、マーレグループから経営資源の全面的提供等の支援を受けることには一定の限界があり、競争が激化する中で、急速に変化し続ける市場環境に対応するには、対象者とマーレグループの経営資源を最大限活用できる強固な協業体制の構築が必須であると考えに至ったとのことです。

対象者は、平成27年1月15日の公開買付者からの本公開買付けを含む本取引についての提案を受け、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及びその他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための諮問機関として、平成27年4月2日に第三者委員会を設置し（第三者委員会の詳細については、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。）、本取引の諸条件について、公開買付者及びそのアドバイザーとの間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。対象者取締役会は、SMBC日興証券より取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、アジア市場の振興や新興国の需要拡大等により海外における需要がますます増加の一途をたどる中、対象者が事業展開をしている二輪車・農業機械用等の電装品分野及び四輪車用等のモータ関連分野の関連市場において対象者が生き残っていくためには、海外における対象者製品の製造・販売ルートをさらに拡充し、海外拠点の強化をより図っていく必要があるとの認識に至ったとのことです。そして、そのためには、対象者が今まで以上にグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、対象者とマーレグループとの提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者における意思決定の過程の詳細については、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

今後、対象者が当社の完全子会社となった後は、以下の施策を含め、対象者とマーレグループとの一体経営を実現することで、対象者とマーレグループ双方の企業価値向上を目指してまいります。

① マーレグループと対象者が一体となった顧客ニーズへの対応

対象者とマーレグループはこれまで業務上の協力関係を強化してまいりましたが、現時点においては顧客への営業活動その他の顧客ニーズへの対応を、それぞれが独自の事業活動や経営判断にて行っております。対象者が当社の完全子会社となった後は、対象者とマーレグループが一体となって顧客への営業活動や顧客ニーズへの対応を行うことにより、顧客は関連する製品を同一の販売チャンネルを通じて購入することが可能となることから、顧客への訴求力を高めることができると考えております。また、マーレグループの海外拠点網を利用した対象者製品の販売の拡大、促進を図ります。

② 生産拠点及び部品・原材料等の購買ネットワーク統合

対象者が当社の完全子会社となった後は、対象者とマーレグループの生産拠点を統合し、マーレグループのグローバルな購買網と対象者の購買網の双方を活用しつつ、対象者とマーレグループが一体となって部品・原材料や製造設備を調達することが可能となります。対象者の調達先にとってはマーレグループへの販売機会の拡大が期待できます。これにより、調達先との関係においては、対象者とマーレグループの総体として取引量が増加し、ひいては仕入価格等の取引条件も有利なものとなると考えております。

③ 技術・ノウハウの共有

対象者とマーレグループは、これまで製品開発において一定の協力関係を築いてまいりましたが、対象者とマーレグループがそれぞれ独自に事業活動や経営判断を行っている以上、双方が保有する技術やノウハウの共有には一定の制約がありました。対象者が当社の完全子会社となった後は、マーレグループと対象者が保有する技術やノウハウの共有を一体として促進することができ、開発スピードをさらに向上させることができると考えております。

④ マーレグループ内での対象者製品の拡販

対象者の技術・ノウハウに基づく製品についてはマーレグループ内の各社においても需要があります。対象者が当社の完全子会社となり、マーレグループとしてのグループ一体経営を行うことが可能となれば、対象者とマーレグループ各社の間の利害調整をより迅速かつ円滑に行うことが可能となり、ひいては対象者製品の拡販につながるものと考えております。

⑤ システムの統合による業務の効率化

これまで対象者は、上場会社として一定の独立性を維持し、独自のシステムやプロセスに基づいて経営を行ってまいりましたが、市場競争環境が激化する中で、より効率的な経営を追求していく必要があります。非上場化しマーレグループの完全子会社の1つとしてグローバルで統一されたプロセス管理やITシステムを利用することによって、対象者の間接部門における業務の効率化を早期に実現できると考えております。

なお、本書提出日現在、対象者の取締役の人数は5名、監査役の人数は3名であり、このうち取締役であるアンドレアス フランク氏及び山下貴久氏の2名並びに監査役である三好通生氏及び小高康二郎氏の2名については、マーレグループから派遣しておりますが、当社は、本取引完了後の経営体制について、当社が指名する者（現時点では未定）1名を、対象者の取締役として就任させ、マーレグループより対象者に対して派遣する取締役を3名とすることを予定しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。公開買付者は、対象者株式6,575,246株（所有割合：39.09%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、及びマーレグループから取締役2名を派遣していること等を勘案し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下の措置を実施しました。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意見を表明するにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券に対象者株式の価値算定を依頼したとのことです。なお、SMB C日興証券は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び対象者業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、平成27年4月28日付でSMB C日興証券より本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、SMB C日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 257円から259円

DCF法 328円から408円

市場株価法では、平成27年4月28日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値259円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じで

す。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値257円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を257円から259円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成27年12月期から平成31年12月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年12月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を328円から408円までと分析しているとのことです。なお、割引率は7.08%~8.08%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。SMB C日興証券がDCF法による分析に用いた対象者作成の事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは今後の構造改革施策として、仕入価格の見直しや材質の変更等による部材費の低減、設計の変更や生産ラインの見直しによる生産の効率化等を進めて行くことに伴う製造原価等の大幅な削減などによるもので、平成29年12月期においては営業利益において平成28年12月期対比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのことです。なお、DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成29年 12月期	平成30年 12月期	平成31年 12月期
売上高	17,800	18,131	20,594	21,722	23,375
営業利益	300	353	463	564	701
EBITDA	1,052	1,244	1,506	1,705	1,850
フリー・キャッシュ・フロー	▲598	▲191	▲583	719	841

② 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年4月2日、対象者及び公開買付者から独立した弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士の水上洋氏（水上法律事務所）、公認会計士の辰喜一宏氏（よつば総合会計事務所 パートナー）及び公認会計士の染原友博氏（染原公認会計士事務所）の3名を選定しているとのことです。）を設置したとのことです。

対象者は、当該第三者委員会に対し、対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性、(b)本取引における意思決定過程の公正性、(c)本取引の対価の妥当性の観点から、(d)本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。

第三者委員会は、平成27年4月2日より同年4月23日までの間に合計4回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者の取締役から、公開買付者による本取引の提案の概要及び本取引の目的、対象者の事業計画、本取引実施後の経営方針、本取引の諸条件等についての説明を受けているとのことです。また、別の機会に、対象者の取締役から、公開買付者との間における協議・交渉の内容について報告を受けるとともに、対象者の事業の状況、対象者作成の事業計画と実績の推移、対象者における検討状況及び今後の事業見通し等について追加説明を受け、さらに、対象者取締役と質疑応答を行っております。また、第三者委員会は、SMB C日興証券及び北浜法律事務所から、対象者が同委員会における議論を参考に交渉を行った経緯等について報告を受けているとのことです。さらに、第三者委員会は、SMB C日興証券より対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これらに関する質疑応答も行ったとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、平成27年4月28日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係、及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提条件の下、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出したとのことです。

- (a) 本取引は、マーレグループの経営資源を最大限利用する方法により、今後の対象者の海外展開において優位な体制の構築や競争力の向上を目指しており、また、マーレグループの購買網や技術情報・ノウハウを共有することで、より優位な取引条件の獲得や製品開発スピードの向上が期待でき、本取引の目的は対象者の企業価値の向上を図るものとして合理性が認められると判断している。
- (b) 対象者がSMBC日興証券を第三者算定機関に選定した経緯、独立した法律事務所からの助言に基づき公開買付者と対等の立場で交渉を行っている状況、公開買付者と利害関係を有しない対象者の役員によって頻繁に議論が行われている状況等から、本取引の意思決定過程に公正性を疑わせる事情は存在しないと判断している。
- (c) 本公開買付価格が、独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券の試算結果を参考に交渉が行われ、最終的にSMBC日興証券の算定結果の範囲内に留まっており、本公開買付価格におけるプレミアム率が、直近3年間に行われた類似事例におけるプレミアム率と比較しても一般的な範囲内で、本公開買付け後の完全子会社化手続においても、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とされていることから、本公開買付価格等について妥当であると認めることができるものと判断している。
- (d) 以上の各観点から、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断している。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程等における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年1月15日の公開買付者からの本公開買付けを含む本取引についての上記提案を受け、本公開買付価格及びその他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための諮問機関として、平成27年4月2日に第三者委員会を設置し、本取引の諸条件について、公開買付者及びそのアドバイザーとの間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。

対象者取締役会は、SMBC日興証券より取得した本株式価値算定書及び北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、アジア市場の振興や新興国の需要拡大等により海外における需要がますます増加の一途をたどる中、対象者が事業展開をしている二輪車・農業機械用等の電装品分野及び四輪車用等のモータ関連分野の関連市場において対象者が生き残っていくためには、海外における対象者製品の製造・販売ルートをさらに拡充し、海外拠点の強化をより図っていく必要があるとの認識に至ったとのことです。そして、そのためには、対象者が今まで以上のグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、対象者とマーレグループとの提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンペリフェラルズ事業アジア1最高責任者を兼務していることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、本公開買付けを含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、三好通生氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの執行役員を兼務しており、また、小高康二郎氏も同社の顧問を兼務していることから、本取

引に関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、上記取締役会における本件取引に関する審議には一切参加していないとのことです。

⑤ 比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定しておりませんが、当社としては、上記①から⑤までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の一連の手続により、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%以上となった場合には、会社法（平成17年法律第86号。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）施行後の会社法をいいます。以下同じです。）第179条に基づき、対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）します。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定めます。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付します。なお、対象者プレスリリースによれば、当社より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、当社による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請します。なお、公開買付者は、臨時株主総会において上記各議案に賛成します。臨時株主総会において株式併合の議案について承認された場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、臨時株主総会において株式併合の議案が否決された場合には、上記の株式併合は実行されないこととなります。

なお、かかる株式併合の手続に代えて、対象者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後

の定款に対し、対象者が発行する全ての対象者株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付すること（但し、当該別個の種類の対象者の株式について上場申請は行わない予定です。）により、発行済みの対象者株式の全てを取得する可能性があります。この場合に、当社は、上記①乃至③の付議議案を含む臨時株主総会の開催を対象者に要請します。臨時株主総会において上記①の付議議案が承認された場合には、対象者は、会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む種類株主総会を開催することを要請します。なお、上記の各手続が実施された場合には、当社は、臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成します。上記の各手続が実行された場合には、発行済みの対象者株式の全てに全部取得条項が付された上で、その全ては対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき対象者の株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第234条その他の関連法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者の株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、当社は、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）の所有する対象者の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、臨時株主総会又は種類株主総会において上記各議案のいずれかが否決された場合は、上記の全部取得条項が付された株式を用いた発行済みの対象者株式の全てを取得する手続は実行されないこととなります。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、株主は当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨が定められています。他方、対象者株式に全部取得条項を付す旨の定款変更がなされた場合には、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、その保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められております。また、全部取得条項が付された対象者株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、その保有する株式の買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付け成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続の実行を予定しているため、当該手続が実行された場合には、その結果、上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。当該手続が実行されなかった場合には、対象者株式は東京証券取引所市場第二部での上場を維持することとなる見込みです。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年5月1日（金曜日）から平成27年6月16日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成27年5月1日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金370円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における過去6ヶ月間の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料などを基に、過去に行われた公開買付けの際に付与されたプレミアム率を参考にしながら、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、最終的に平成27年4月30日に、当社取締役会の授権に基づく代表取締役の決定により、本公開買付価格を1株当たり370円とすることを決定しました。 公開買付者は上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経た価格を本公開買付価格として決定していることから、本公開買付価格の決定に際して第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 本公開買付価格である1株当たり金370円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成27年4月28日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値261円に対して41.76%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値259円（小数点以下四捨五入）に対して42.86%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値257円（小数点以下四捨五入）に対して43.97%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値255円（小数点以下四捨五入）に対して45.10%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。なお、本公開買付価格である1株当たり金370円は、本書提出日の前営業日である平成27年4月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値262円に対して41.22%（小数点以下第三位四捨五入）プレミアムを加えた金額となります。 また、公開買付者は、平成26年2月18日に、対象者が第三者割当により発行した対象者株式1,968,000株（当該第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数（16,918,000株）に対する割合は11.63%）を1株当たり254円の発行価額にて引き受けております。当該発行価額は、対象者の取締役会が当該第三者割当による株式発行決議を行った平成26年2月18日の前日までの直近1ヶ月間（平成26年1月18日から平成26年2月17日まで）の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値平均値（円未満四捨五入）に基づき決定されたものであり、当時の市場価格と現在の市場価格に差があること及び本公開買付価格は市場価格にプレミアムを加えた金額であることから、本公開買付価格と比較して116円低い金額となっております。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 電気自動車向けの部品等に象徴されるように、自動車部品の「電動化」(メカトロニクス)が重要度を増すなど、対象者とマーレグループを取り巻く市場環境は急速に変化しております。かかる市場環境の変化にいち早く対応し、市場のニーズをとらえた製品を迅速に開発・生産することにより新規受注及び事業の拡大を実現してゆくためには、対象者とマーレグループとの間で、製品の開発、製造、販売の全過程において業務プロセスを統合し、意思決定を迅速化する必要があります。また、近年、アジア・新興国における需要拡大等により海外における需要は増加の一途をたどっております。かかる状況下で、対象者においては、マーレグループが世界の主要市場において展開している海外拠点網を利用することにより、対象者製品の製造及び販売において大きなメリットを享受できます。また、マーレグループとしても、長期的に見て、電装品及びモータ等の分野で強みを有する対象者の製品ポートフォリオは、成長が期待されているメカトロニクス製品市場におけるマーレグループの活動を一層強化することにつながると考えております。そこで、当社は、平成27年1月15日、対象者に対して本公開買付けを含む本取引を提案し、協議を打診したところ、同年2月に対象者から検討する旨の回答を得て、同年3月より具体的な協議を開始し、その後複数回協議を重ねてまいりました。 その結果、当社は、対象者とマーレグループ双方の企業価値を向上させるためには、完全親子関係のもと対象者とマーレグループとの一体経営を実現することが最善であるとの結論に至りました。 上記を踏まえて、公開買付者は、前記「算定の基礎」欄に記載のとおり、対象者との協議及び交渉を経て、最終的に平成27年4月30日に、当社取締役会の授權に基づく代表取締役の決定により、本公開買付価格を1株当たり370円とすることを決定しました。
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,245,454 (株)	1,851,925 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,851,925株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,851,925株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(10,245,454株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(16,918,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(97,300株)及び本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者株式の数(6,575,246株)の合計数を控除した株式数(10,245,454株)になります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る必要があります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	10,245
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年5月1日現在）（個）(d)	6,575
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年5月1日現在）（個）(g)	68
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年12月31日現在）（個）(j)	16,645
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 ((a)/(j)) (%)	60.91
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（10,245,454株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年5月1日現在）（個）(g)」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等（対象者が所有する自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年5月1日現在）（個）(g)」は分子に加算しておりません。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年12月31日現在）（個）(j)」は、対象者が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を上記有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数（16,918,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（97,300株）を控除した株式数（16,820,700株）に係る議決権の数である16,820個として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

① 独占禁止法

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、本件株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず（同法49条）、その意見聴取にあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画

に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（独占禁止法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、平成27年3月30日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、公開買付者は、平成27年4月23日付で公正取引委員会より30日の取得禁止期間を24日に短縮する旨の通知を受領したため、平成27年4月23日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、平成27年4月23日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は、平成27年4月23日をもって終了しております。

② オーストリア独占禁止法

公開買付者は、オーストリアのKartellgesetz法（以下「オーストリア競争法」といいます。）に基づき、オーストリア当局に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する届出を行う必要があります。オーストリア競争法によれば、オーストリア当局が詳細審査の開始を要請することなく、待機期間（4週間）が終了するまでの間、本株式取得は禁止されます。しかし、早期に承認を得るために、当該届出後、公開買付者は、オーストリア当局に対し、かかる要請をする権利を放棄するよう請求することができます。当該請求が認められた場合には、本株式取得は承認されたとみなされます。

なお、本株式取得についての届出は、平成27年4月30日（現地時間）付でオーストリア当局に提出しました。

公開買付期間の満了の日の前日までに、上記待機期間が終了せず、オーストリア当局が詳細審査開始を要請する権利を放棄しない場合は、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、オーストリア当局が詳細審査開始を要請する権利を放棄し、本株式取得が承認されたとみなされた場合は、ただちに、訂正届出書を提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

① 独占禁止法

許可等の日付 平成27年4月23日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第262号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
公経企第263号（取得禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 本公開買付けに応募される方（以下「応募株主等」といいます。）には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時00分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

③ 本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

④ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

⑥ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

⑦ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

⑨ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1） 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

（注2） 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・・・・登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（※１）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（※２）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに６ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（※３）が必要となります。

（※１） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

（※２） 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。

（※３） 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限る、①常任代理人による証明年月日、②常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注３） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時00分までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時00分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目５番１号
（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目５番１号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,790,817,980
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	3,845,817,980

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(10,245,454株)に、1株当たりの買付価格(370円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	5,000,000
計(a)	5,000,000

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,000,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年6月23日（火曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

1.1【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,851,925株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,851,925株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合（公開買付期間の満了の日の前日までに、オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合を含みます。）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	事項
平成10年8月	ドイツの自動車部品メーカーであるマーレ ゲーエムベアーを核とするマーレグループの日本及びアジアにおける代理事務所を目的に設立
平成15年3月	情報の収集と経営の効率化を目的に、東京都豊島区に事務所を移転
平成24年12月	株式会社マーレフィルターシステムズを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、その事業に関して有する資産の一部を承継
平成24年12月	資本金の額を1億3,750万円から5億円に増加

②【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 濾過器、熱交換機、排出ガス浄化装置、空調機器、消音器、家庭電気製品、事務用機器および小型電動機の設計、製造、修理ならびに販売
- (2) 自動車用部品、内燃機関用部品、家庭電気製品用部品および事務用機器の設計、製造ならびに販売
- (3) 諸機械器具およびその部品の製造ならびに販売
- (4) 自動車用部品、内燃機関用部品、家庭電気製品および事務用機器の製造用機械、金型、治具、工具の設計、製造、修理ならびに販売
- (5) 損害保険の代理店業および生命保険募集業
- (6) 食料品および日用品雑貨の販売ならびに飲食店業
- (7) 陸上運送業および倉庫業
- (8) 容器等の工場消耗品、作業服、安全靴、事務用品および事務用機器の仕入れならびに販売
- (9) 複写ならびに印刷業
- (10) 工場、事務所、その他の清掃請負業務および洗濯業
- (11) 車両用燃料、油脂および各種車両付属品の仕入れならびに販売
- (12) 金属類およびその他廃品回収ならびに販売
- (13) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋および管理
- (14) 社員食堂、社宅、寮および保養荘等厚生施設の運営受託
- (15) 経営指導および経営情報の提供ならびに経理事務受託処理事務
- (16) 人材の募集に関する情報提供のサービス
- (17) 前各号に附帯関連する一切の事業

2) 事業の内容

公開買付者は、ドイツの自動車部品メーカーであるマーレ ゲーエムベアーを核とするマーレグループの日本における事業運営サポート業務、子会社の管理、並びに情報システム、営業、人事等の共通業務の役務提供を主な事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

(平成27年5月1日現在)

資本金の額	発行済株式の総数
5億円	5,300株

④【大株主】

(平成27年5月1日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
MAHLE Industriebeteiligungen GmbH	Pragstrasse,26-46 70376 Stuttgart, Germany	5,300	100.00
計	—	5,300	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

(平成27年5月1日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	—	ジャン・マー ク・フィガリ	昭和40年8月4日	平成13年12月 ㈱テネックス(現㈱マーレフィルターシ テムズ)入社 財務担当取締役副社長 平成16年1月 マーレグループアジア第1地区最高財務責 任者 平成17年12月 当社取締役副社長 平成18年1月 当社代表取締役(現任) 平成20年1月 マーレグループアジア最高財務責任者(現 任)	—
取締役	—	ハインツ・ユン カー	昭和24年12月16日	平成8年2月 マーレ ゲーエムペーハー 入社 平成8年10月 マーレグループ代表取締役兼CEO(現任) 平成10年8月 当社取締役 平成18年1月 当社取締役(現任)	—
取締役	—	アイヴァンエ イ・レネハン	昭和41年10月23日	平成12年8月 イズミ工業㈱(現マーレエンジンコンポー ネンツジャパン㈱)入社 平成13年4月 同社最高財務責任者 平成13年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成17年12月 当社取締役(現任) 平成21年5月 マーレエンジンシステムズ&コンポーネン ツ事業アジアパシフィック責任者(現任)	—
取締役	—	マイケル・ブレ ナー	昭和30年2月26日	平成7年4月 マーレ ゲーエムペーハー 入社 営業部 ディレクター 平成16年1月 マーレイズミ㈱(現マーレエンジンコン ポーネンツジャパン㈱)シニアエグゼク ティブオフィサー 平成19年1月 マーレグループ セールス&アプリケー ションエンジニアリング パッセンジャー カーグループ3/アジアパシフィックセー ルス(現任) 平成19年3月 当社取締役(現任)	—
取締役	—	畑 高文	昭和43年7月20日	平成4年4月 三菱石油㈱入社 平成15年4月 カルフル・ジャパン㈱入社 労務担当マ ネージャ 平成17年5月 日本ストライカー㈱入社 人事部人事課マ ネージャ 平成19年1月 シーメンス㈱入社 人事部シニアマネー ジャ 平成20年8月 BASFジャパン㈱入社 同社人事部マネー ジャ 平成22年10月 当社 人事部ディレクター 平成26年3月 当社取締役(現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	大城 毅	昭和37年1月18日	昭和59年4月 (株)土屋製作所(現(株)マールーフILTERシステムズ) 入社 平成14年1月 (株)マールーテネックス(現(株)マールーフILTERシステムズ) 事業統括部長 平成16年1月 マールージャパン(株)入社 財務部長 平成22年10月 同社 IT Center Asia ディレクター(現任) 平成27年3月 当社取締役(現任)	—
監査役	—	マイケル・フリック	昭和41年5月28日	平成15年 MAHLE International GmbH入社 コントローリング本部 ディレクター 平成19年 欧州地域の財務・経理ディレクター 平成26年3月 当社監査役(現任) 平成26年7月 マールーグループCFO(現任)	—
計					—

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第17期事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者の第17期事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

①【貸借対照表】

(単位：千円)

第17期事業年度 (平成26年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,753,208
売掛金	※1 225,382
前払費用	81,924
繰延税金資産	71,468
短期貸付金	※1 18,063,160
未収入金	※1 1,004,509
立替金	101,481
流動資産合計	26,301,135
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	75,987
構築物（純額）	738
車両運搬具（純額）	14,643
工具、器具及び備品（純額）	160,782
有形固定資産合計	※2 252,152
無形固定資産	
ソフトウェア	58,962
無形固定資産合計	58,962
投資その他の資産	
関係会社株式	10,481,516
関係会社出資金	921,780
長期前払費用	1,687
繰延税金資産	164,686
差入保証金	37,253
投資その他の資産合計	11,606,924
固定資産合計	11,918,038
資産合計	38,219,173

(単位：千円)

第17期事業年度 (平成26年12月31日)	
負債の部	
流動負債	
支払手形	19,060
短期借入金	※1 9,713,263
未払金	46,287
未払費用	※1 156,232
未払法人税等	37,199
未払事業所税	2,379
未払消費税等	47,900
預り金	14,326
賞与引当金	92,309
有給休暇引当金	25,945
デリバティブ債務	25,110
流動負債合計	10,180,014
固定負債	
長期賞与引当金	10,706
退職給付引当金	501,607
役員退職慰労引当金	7,933
固定負債合計	520,246
負債合計	10,700,260
純資産の部	
株主資本	
資本金	500,000
資本剰余金	
資本準備金	127,500
資本剰余金合計	127,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	26,907,574
利益剰余金合計	26,907,574
株主資本合計	27,535,074
評価・換算差額等	
繰延ヘッジ損益	△16,161
評価・換算差額等合計	△16,161
純資産合計	27,518,913
負債純資産合計	38,219,173

②【損益計算書】

(単位：千円)

	第17期事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	※1 2,343,117
売上原価	※1 2,265,200
売上総利益	77,916
営業利益	77,916
営業外収益	
受取利息	※1 283,459
受取配当金	※1 5,035,515
その他	8,583
営業外収益合計	5,327,558
営業外費用	
支払利息	※1 93,839
その他	9,580
営業外費用合計	103,419
経常利益	5,302,055
特別利益	
固定資産売却益	※2 1,656
特別利益合計	1,656
特別損失	
関係会社株式評価損	59,152
特別損失合計	59,152
税引前当期純利益	5,244,560
法人税、住民税及び事業税	147,611
法人税等調整額	△227,205
法人税等合計	△79,594
当期純利益	5,324,154

③【株主資本等変動計算書】

第17期事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	500,000	127,500	127,500	22,583,420	22,583,420
当期変動額					
剰余金の配当				△1,000,000	△1,000,000
当期純利益				5,324,154	5,324,154
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	4,324,154	4,324,154
当期末残高	500,000	127,500	127,500	26,907,574	26,907,574

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	23,210,920	△1,445	△1,445	23,209,474
当期変動額				
剰余金の配当	△1,000,000	—	—	△1,000,000
当期純利益	5,324,154	—	—	5,324,154
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△14,715	△14,715	△14,715
当期変動額合計	4,324,154	△14,715	△14,715	4,309,438
当期末残高	27,535,074	△16,161	△16,161	27,518,913

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	5～20年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 有給休暇引当金

従業員の有給休暇取得に係る人件費負担に備えるため、当事業年度末における未使用有給休暇の使用見込みに対応する人件費負担相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括償却しております。

過去勤務費用は、発生年度に一括償却しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務

(3) ヘッジ方針

将来の為替変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるため、有効性の判定を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

売掛金	185,786千円
短期貸付金	18,063,160
未収入金	52,736
短期借入金	9,713,263
未払費用	5,186

※2 有形固定資産の減価償却累計額 755,672千円

3 偶発債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

保証先	金額
(株)マーレフィルターシステムズ	3,275,000千円
マーレエンジンコンポーネンツジャパン(株) ※関係会社と連帯保証をしております。	2,400,000
合計	5,675,000

4 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。

	金額
当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	3,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	3,000,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。

売上高	2,110,187千円
仕入高	53,008
受取利息	278,592
受取配当金	5,035,515
支払利息	83,241

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

車両運搬具 1,656千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	5,300株	—	—	5,300株
合計	5,300株	—	—	5,300株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年7月7日 取締役会	普通株式	1,000,000千円	188,679.25円	平成25年12月31日	平成26年8月28日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,646 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6,646	—	—
所有株券等の合計数	6,646	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成26年12月31日現在、対象者株式97,300株を保有しているとのことですが、全て自己株式であり議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等の3個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等の行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,575 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	6,575	—	—
所有株券等の合計数	6,575	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	71 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	71	—	—
所有株券等の合計数	71	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成26年12月31日現在、対象者株式97,300株を保有している
とのことですが、全て自己株式であり議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権3個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等の行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年5月1日現在）（個）(g)」に含まれておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成27年5月1日現在)

氏名又は名称	国産電機株式会社
住所又は所在地	静岡県沼津市大岡3744番地
職業又は事業の内容	発動機用高圧磁石発電機制作販売、発電機用電装品の製作販売、小型発動機及び発動機の製作販売、電気機械器具及び同部品の製作販売等
連絡先	連絡者 国産電機株式会社 代表取締役社長 吉川 力夫 連絡場所 静岡県沼津市大岡3744番地 電話番号 055-921-5930
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成27年5月1日現在)

氏名又は名称	吉川 力夫
住所又は所在地	静岡県沼津市大岡3744番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者の代表取締役社長
連絡先	連絡者 国産電機株式会社 代表取締役社長 吉川 力夫 連絡場所 静岡県沼津市大岡3744番地 電話番号 055-921-5930
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年5月1日現在)

氏名又は名称	生田目 克
住所又は所在地	静岡県沼津市大岡3744番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者の常務取締役
連絡先	連絡者 国産電機株式会社 代表取締役社長 吉川 力夫 連絡場所 静岡県沼津市大岡3744番地 電話番号 055-921-5930
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年5月1日現在)

氏名又は名称	工藤 博司
住所又は所在地	静岡県沼津市大岡3744番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者の取締役
連絡先	連絡者 国産電機株式会社 代表取締役社長 吉川 力夫 連絡場所 静岡県沼津市大岡3744番地 電話番号 055-921-5930
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成27年5月1日現在)

氏名又は名称	金田 芳則
住所又は所在地	静岡県沼津市大岡3744番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者の常勤監査役
連絡先	連絡者 国産電機株式会社 代表取締役社長 吉川 力夫 連絡場所 静岡県沼津市大岡3744番地 電話番号 055-921-5930
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】
国産電機株式会社

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 対象者によれば、特別関係者である対象者は、平成26年12月31日現在、対象者株式97,300株を所有しているの
ことですが、全て自己株式であるため議決権はありません。

吉川 力夫

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	25	—	—
所有株券等の合計数	25	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

生田目 克

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	25	—	—
所有株券等の合計数	25	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

工藤 博司

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	3	—	—
所有株券等の合計数	3	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 工藤博司氏は小規模所有者に該当いたしますので、工藤博司氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

金田 芳則

(平成27年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	18	—	—
所有株券等の合計数	18	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

最近の3事業年度における当社と対象者との間の主要な取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

① 取引の内容

(単位：千円)

取引概要	平成24年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	平成25年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	平成26年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
公開買付者の対象者に対する サービス提供に係る業務委託	—	4,791	11,759

② 期末残高

(単位：千円)

取引概要	平成24年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	平成25年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	平成26年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
公開買付者の対象者に対する サービス提供に係る業務委託	—	2,050	1,999

また、マーレグループは、対象者に対して、取締役の派遣及び従業員の出向を行っております。

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成26年11月	平成26年12月	平成27年 1 月	平成27年 2 月	平成27年 3 月	平成27年 4 月	平成27年 5 月
最高株価	256	258	254	257	263	263	—
最低株価	250	250	245	248	253	255	—

(注) 届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間の株価については、届出日が月初のため記載しておりません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第116期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年3月27日東海財務局長に提出

事業年度 第117期 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年3月27日東海財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第118期第1四半期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年5月14日を目途に東海財務局長に提出予定

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

国産電機株式会社
(静岡県沼津市大岡3744番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1) 平成27年12月期第1四半期決算短信（連結）の公表

対象者は、平成27年4月30日付で、「平成27年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成27年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要は以下のとおりです。なお、当該決算短信に記載された四半期連結財務書類につきましては、法193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないということです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成27年12月期第1四半期決算短信（連結）の概要（平成27年1月1日～平成27年3月31日）

① 損益の状況（連結）

会計期間	平成27年12月期 第1四半期連結累計期間
売上高	4,232百万円
売上原価	3,665百万円
販売費及び一般管理費	538百万円
営業外収益	180百万円
営業外費用	4百万円
四半期純利益	25百万円

② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年12月期 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	1.5円
1株当たり配当額	－円

(2) 平成27年12月期配当予想の修正

対象者は、平成27年4月30日付で、「平成27年12月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年12月期の配当予想を修正し、平成27年12月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したということです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。